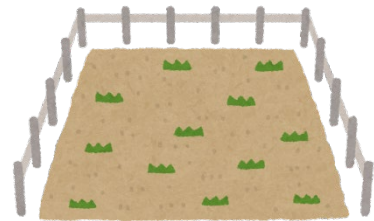


相 談

相続土地国庫帰属制度が始まりました

〔相談要旨〕

相続した土地を国の所有にできる制度が始まったと聞きましたが、どのような制度か教えてください



回 答

相談を受けた行政相談センターは、次のように相談者に説明しました。

2023年4月27日から「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。

この制度は、相続された土地が管理できないまま放置され、将来、所有者不明土地が発生することを予防するため、相続人が、法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能にするものです。

制度を利用する場合、まずは、審査手数料分の収入印紙を貼付した申請書を作成し、手放したい土地を管轄する法務局に申請します。

その後、法務局において書面審査や実地調査を行い、土地の国庫帰属が承認された後、申請者は十年分の土地管理費相当額の負担金を納付します。

国庫に帰属した土地は、国が管理・処分します。

【一口メモ】

制度の利用に当たっては、建物や工作物等がある土地、土壤汚染や埋設物がある土地、危険な崖がある土地など、通常の管理または処分に過大な費用や労力が必要となる土地については対象外とされています。

また、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した十年分の土地管理費相当額の負担金を支払うこととされていますが、その金額は帰属の承認を受けた土地がどのような種目に該当するか、また、どのような区域に属しているかによって決定します。

【問い合わせ先】

制度の詳細や負担金額の算定方法については、法務省のホームページ「相続土地国庫帰属制度の概要」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00457.html)を御覧いただくか、最寄りの法務局にお問い合わせください。